上関町英語検定料助成金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、上関町の子どもたちの英語力及び学習意欲の向上を図るため、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英語検定」という。）の受検を促すとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、検定料助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者)

第２条　補助の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、上関町内の小中学校に在籍している小学生及び中学生、並びに上関町内に住所を有する小学生及び中学生（以下「児童生徒」という。）の保護者とする。

（助成金の額等）

第３条　助成金の額は、各種検定の検定料と同額とする。

２　助成金の交付は、児童生徒１人につき、１年度１回とする。

（助成金の交付申請）

第４条　助成金の交付を受けようとする者は、助成を受けようとする英語検定のあった日の属する年度の３月１日までに、上関町英語検定料助成金交付申請書（様式第１号）に検定結果通知書及び検定料の支払いを証する書面の写しを添付して、町長に申請を行うものとする。

（助成金の交付決定）

第５条　町長は、前条に規定する交付申請書を受理した時は、その内容を審査し、助成金交付の可否を上関町英語検定料助成金交付決定（却下）通知書（様式第２号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第６条　助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付を請求しようとするときは上関町英語検定料助成金交付請求書（様式第３号）をその年度の３月末日までに町長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第７条　町長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段があるときは、既に交付した助成金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第８条　この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は､令和５年４月１日から施行する。